

老高発0404第1号

令和7年4月4日

各都道府県介護保険主管部（局）長殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長

（ 公 印 省 略 ）

「福祉用具専門相談員について」の一部改正について

今般、福祉用具専門相談員指定講習の内容を改正する「介護保険法施行規則第22条の33第2号の厚生労働大臣が定める講習の内容の全部を改正する件」（令和7年厚生労働省告示第113号）が告示され、令和7年4月1日より適用されることとなった。

これにあわせて「福祉用具専門相談員について」（平成18年3月31日老振発第0331011号）を別添のとおり改正し、令和7年4月1日より適用することとしたので通知する。

なお、告示による改正前の介護保険法施行規則第22条の33第2号の厚生労働大臣が定める講習の内容により行われる講習であって、令和8年3月31日までに終了するものについては、なお従前の例によることができることとしており、「福祉用具専門相談員について」の改正においても同様の扱いとする。

ついては、当該内容について御了知の上、管内市区町村、福祉用具専門相談員指定講習事業者等にその周知徹底を図られたい。